

指定訪問(介護予防訪問)リハビリテーション 利 用 料 金 表

指定訪問リハビリテーションハーティハイム

上尾市(地域区分6級地:1単位10.33円)

1 基本料金 1回(20分)につき

要介護度	訪問リハビリテーション費	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護1～5 =308単位	308単位×10.33=3,181(総費用) 3,181円×0.9(1割負担の場合)=2,862円(保険分) 3,181円-2,862円=319円(利用者負担分)	3,181円	319円	637円	955円
要支援1、2 =298単位	298単位×10.33=3,078(総費用) 3,078円×0.9(1割負担の場合)=2,770円(保険分) 3,078円-2,770円=308円(利用者負担分)	3,078円	308円	616円	924円

○当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 50単位/回減算

※入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月にかぎり減算を適用しない

○介護予防訪問リハビリテーションにおいて利用開始日の属する月から12月を超えた場合 30単位/回減算

※以下の要件を満たした場合減算なし

・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催

・利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出

2 加算料金 1日につき(1日40分以上、および週2回以上)

短期集中リハビリテーション加算=200単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
退院(所)後又は初回認定日から3月以内	2,066円	207円	414円	620円

3 加算料金 1回(20分)につき

サービス提供体制加算=6単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち 勤続年数7年以上がいる場合	61円	7円	13円	19円

4 加算料金 1日につき(1週に2日を限度とする)

認知症短期集中リハビリテーション実施加算=240単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、その退院(所)日又は訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行うこと。	2,479円	248円	496円	744円

5 加算料金 退院につき(1回)

退院時共同指導加算=600単位	費用額 (10割負担)	1割負担額	2割負担額	3割負担額
訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行なった後に初回のリハビリテーションを行なった場合	6,198円	620円	1,240円	1,860円